



SOMPO

ホールディングス

保険の先へ、挑む。

マンション共用部分専用

平成27年10月改定

マンション管理組合のための火災保険

掛捨て型

マンション 総合保険

マンション総合保険は、マンション総合保険基本特約をセットした住宅火災保険です。



必要な補償を選んで、自由に設計でそれがマンション総合保険

マンション総合保険は、お客さま（マンション管理組合）のニーズに合わせて自由にプランを設計できる火災

《マンション総合

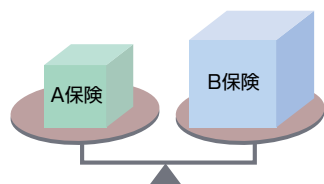
【特長1】お客さまのニーズに応じたプランの設計が可能です。

マンション総合保険は、お客さまのニーズに応じたプランを自由に設計することができます。

火災、落雷、風災などの損害を補償する基本補償に、オプションとして給排水設備に生じた事故等による水濡れ、水災、破損・汚損などの損害を補償する各種特約や施設の管理に関わる賠償などのマンションを取り巻く様々なリスクを補償する各種特約をセットして補償を充実させることができます。特約は、必要なものだけを選択してセットする方式を採用しておりますので、お客さまのニーズにあったむだのない補償プランをお選びいただくことができます。

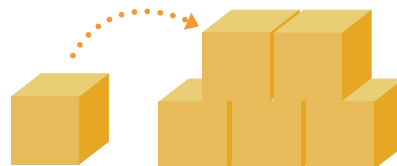
従来は…

異なる商品を比較して選択



マンション総合保険では…

ニーズに応じたプランを自由に設計可能



【特長2】保険金の支払方法は、新価・実損払です。

保険金の支払方法は、修理費用・再築費用（再調達に要する費用）を基にお支払いする新価・実損払方式となります。

マンション総合保険をご契約していれば、万が一事故にあわれても、保険金額（ご契約金額。以下同様とします。）を限度に、実際にかかった修理費用・再築費用を基に損害額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。また、1回の事故によりお支払いする保険金と自己負担額の合計が保険金額の100%に相当する額とならないかぎり、保険金は何度でもお支払いします。^{*1}

共用部分の損害の補償^{*2}

	事故種類	お支払いする保険金の額
基本補償	火災、破裂・爆発	損害額（再調達価額によって定めます。）から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額 ただし、保険金額を限度とします。
	落雷	
	物体の落下・飛来・衝突など	
	風災・雹災・雪災	
	盗難による盗取・損傷・汚損	
	騒擾、集団行動等に伴う暴力行為等	
オプションでセットできる主な補償	水災	損害額（再調達価額によって定めます。）から保険証券記載の自己負担額 ^{*3} を差し引いた額 ただし、保険金額を限度とします。
	水濡れ損害	
	不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	
	不測かつ突発的な事故（破損・汚損など） +機械設備の電氣的・機械的事故	

^{*1} 縮小てん補特約をセットした場合は取扱いが異なります。詳しくは、P10 事故が起こった場合をご参照ください。

^{*2} マンション総合保険の補償内容の詳細は P7 ～ P8 をご参照ください。

^{*3} 基本補償の自己負担額と同額になります。ただし、基本補償の自己負担額が0円の場合は、1万円となります。



※縮小てん補特約をセットした場合は、上記のお支払額や限度額が異なります。詳しくは、P7 ～ P8 をご参照ください。

きるオーダーメイド方式

保険です。補償の必要性やご予算に応じたプランにご加入いただけます。

保険の3つの特長》

【特長3】分譲マンションの共用部分を幅広くカバーします。

マンション総合保険は、分譲マンションの共用部分を一括して補償する火災保険です。

①一括契約方式で契約もれがありません。

マンション共用部分の保険契約には、一括契約方式と個別契約方式があります。

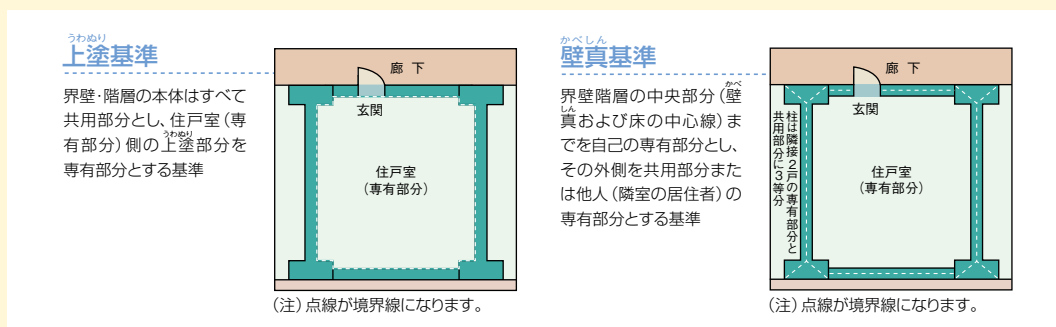
一括契約方式・・・管理組合が共用部分をまとめて保険に加入する方法をいいます。

個別契約方式・・・個々の居住者が専有部分と共有持分をあわせて保険に加入する方法をいいます。

マンション総合保険は、一括契約方式でのお引受けとなります。個々の居住者の契約もれによる修復費用の不足という事態を避けるためにも、一括契約方式のほうが確実です。万一の場合も、管理組合が保険金を請求でき、手続きも1回ですみます。

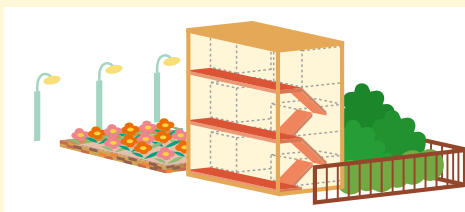
※共用部分の範囲はマンション管理組合の規約等をご確認ください。

共用部分の範囲を定める主な基準には、^{うわぬり}上塗基準と^{かべしん}壁真基準があります。共用部分と専有部分の区別については、管理組合の規約等に定められていますので、ご確認ください。どちらの基準となっているかで共用部分の占める割合が変わりますので、保険金額が変わってきます。



②建物本体の共用部分だけでなく、マンションの附属建物・設備等の共用部分まで幅広く補償します。

マンションの建物本体の共用部分を補償するだけでなく、マンションの附属建物・設備等のマンション管理組合の規約等で定められる共用部分まで幅広く補償します。



【附属建物・設備等の例】

塀、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場、花壇、庭木、散水栓、外灯設備、水道引込管、排水設備、^{じん}塵芥集積所、消火栓または専用庭 など

※区分所有者全員で共有する^{しやう}什器・備品等の動産の損害

- マンションの共用部分と同一の敷地内にある区分所有者全員で共有している^{しやう}什器・備品等の動産の損害につきましては、什器・備品等損害補償特約をセットすることで補償することができます。什器・備品等損害補償特約をセットする場合は、再調達価額で保険金額を決めて、ご契約ください。
- 什器・備品等損害補償特約をセットする場合でも、下記の物（以下「明記物件」といいます。）は保険契約申込書に明記しないとご契約の対象になりません。

- ・貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに^{えいぶ}書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・^{ひな}稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(注) 明記物件の保険金額および損害額は時価額によって定めます。

さまざまな災害や事故に対応でき

マンション管理組合で備えが必要な、マンションを取り巻くさまざまな

マンションの建物本体の共用部分、付属建物・設備等の共用部分の損害の補償

基本補償

地震保険



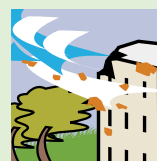
火災★



落雷★



破裂・
爆発★



風災・
雹災・
雪災★¹



地震

地震保険に加入することにより補償されます。地震保険は原則付帯ですが、ご希望により外すことができます。



保険の対象の外部からの物体の落下・飛来・衝突など★



騒擾・
集団行動²等に伴う
暴力行為等★



盗難による
盗取・損傷・
汚損★

(注)★の補償では、損害の額(再調達価額^{*3})によって定めます。)から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。(保険金額が限度)

オプションでセットできる特約

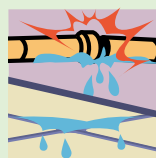


水災
(水災補償特約)

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によるマンション共用部分の損害を補償します。

(注1) 損害の額がマンション共用部分の再調達価額^{*3}の30%以上になった場合または、床上浸水^{*4}を被った場合に限り適用。

(注2) 損害の額(再調達価額^{*3}によって定めます。)から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。(保険金額が限度)

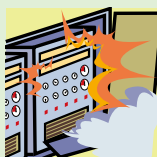


水濡れ損害
(水濡れ損害補償特約)

給排水設備に生じた事故等によるマンション共用部分の水濡れ損害を補償します。

(注1) 給排水設備自体に生じた損害は補償されません。

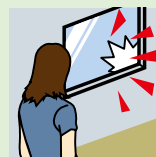
(注2) 損害の額(再調達価額^{*3}によって定めます。)から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。(保険金額が限度)



不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) + 機械設備の電氣的・機械的事故
(破損・汚損損害等補償特約(電氣的・機械的事故補償))

破損・汚損等の損害に加え、マンション共用部分の機械設備(空調設備等)の電氣的・機械的事故による損害を補償します。

(注) 損害の額(再調達価額^{*3}によって定めます。)から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。(保険金額が限度)



不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)
(破損・汚損損害等補償特約(電氣的・機械的事故対象外))

不測かつ突発的な事故によるマンション共用部分の破損・汚損等の損害を補償します。

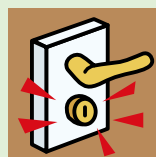
(注) 損害の額(再調達価額^{*3}によって定めます。)から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。(保険金額が限度)



水道管修理費用
(水道管修理費用補償特約)

マンション共用部分の専用の水道管が凍結したことにより損害を被った場合の修理費用を補償します。

(注) パッキングのみに生じた損壊や専有部分の専用水道管にかかわる修理費用は除きます。(1事故1敷地につき、50万円が限度)



ドアロック交換費用
(ドアロック交換費用補償特約)

マンション共用部分のドア^{*5}の鍵が盗難され、ドア^{*5}の錠を交換した場合の費用をお支払いします。

(1事故につき、50万円が限度)

*1 風、雨、雪、雹、その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、保険の対象の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災、雹災または雪災の事

*2 「騒擾・集団行動」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる

*3 「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

*4 「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤

*5 「ドア」とは、建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

*6 「暴動」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態



※複数のご契約がある場合で上記特約等をそれぞれにセットすると、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。詳しくは、P9 をご参照ください。

※縮小てん補特約をセットした場合は、上記のお支払額や限度額が異なります。詳しくは、P7 ~ P8 をご参照ください。

るように、いろいろなカタチで補償します。

災害や事故を補償する保険をご用意しました。

事故に伴って必要となる費用の補償



残存物取片づけ費用

火災等の事故のあと残存物を取片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。
(損害保険金の10%が限度)



損害防止費用

消火活動に使った消火薬剤の再取得費用等、損害の発生または拡大防止にかかった必要または有益な費用をお支払いします。
(保険金額が限度)



水濡れ原因調査費用 (水濡れ原因調査費用補償特約)

漏水事故が発生した場合に、その事故の原因を調査するために必要かつ有益な費用を補償します。
(契約年度ごとに、100万円が限度)
(注) 水濡れ原因調査費用補償特約をセットするためには、水濡れ損害補償特約をセットする必要があります。



臨時費用 (臨時費用補償特約)

火災等の事故によってマンション共用部分が損害を被った場合に、損害保険金とは別に損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いします。
支払割合は10%または30%からご選択いただけます。
(1事故につき、戸室数×100万円が限度)
(注) 臨時費用保険金限定特約をセットした場合は、火災、落雷、破裂・爆発の事故が発生し、マンション共用部分が損害を被ったときにかぎり、損害保険金とは別に損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いします。支払割合は10%または30%からご選択いただけます。



臨時の賃借・宿泊費用 (賃借費用補償特約)

マンション共用部分が災害にあったため、臨時に賃貸住宅や宿泊施設を利用するのに必要な費用を補償します。
(1世帯あたり1か月につき10万円が限度、1事故につき6か月が限度)



修理付帯費用 (修理付帯費用補償特約)

火災等の事故によってマンション共用部分が損害を被った場合に、仮修理費用や仮設物の設置費用等を補償します。
(1事故1敷地内につき、保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)



地震火災費用 (地震火災費用補償特約)

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合に、保険金額の5%をお支払いします。



失火見舞費用 (失火見舞費用補償特約)

共用部分から発生した火災、破裂・爆発の事故で他人の所有物またはマンションの建物の専有部分および専有部分に収容される動産に損害が生じた場合の見舞金等の費用を補償します。
(1被災世帯あたり20万円 (1事故につき、その敷地内の保険金額×20%が限度))

故によって破損し、その破損部分から保険の対象の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎり、状態であって、暴動*6に至らないものをいいます。

面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

をいいます。

賠償責任等マンションを取り巻くリスクの補償

賠償の補償



**日常生活での賠償
(個人賠償責任特約包括契約に関する特約)**
マンションの居住者等の日常生活にかかわる他人へのさまざまな法律上の賠償事故を補償します。
(1事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)

〈示談交渉サービスについて〉

- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(個人賠償責任特約包括契約に関する特約の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故にかぎります。
- 賠償責任額が明らかに個人賠償責任特約包括契約に関する特約の保険金額を超える場合は対応できません。



施設に関する賠償 (施設賠償責任特約)

マンション共用部分の欠陥や管理業務上の過失による他人への法律上の賠償事故を補償します。
(1事故につき、保険証券記載の保険金額が限度)

- (注1) これらの特約では、損害の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。
- (注2) これらの特約では、損害の原因調査の費用または損害の範囲を確定するための費用はお支払いできません。
- (注3) 施設賠償責任特約には、示談交渉サービスはありません。

ご近所への補償



類焼損害 (類焼損害特約)

マンション共用部分からの失火で近隣の住宅が焼失してしまった場合に、近隣の住宅や家財の損害を補償します。
(契約年度ごとに、1億円が限度)

- (注) この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。したがって、事故が発生した際、これら隣家の方々は、通常この保険契約の存在および内容をご存じないため、ご契約者さまから、この保険契約の内容をお伝えいただくとともに、損保ジャパン日本興亜へ類焼損害の発生をご通知いただく等のお手続きが必要となります。また、類焼被害を被った隣家等が複数の場合は、損害額の確定とお支払手続きに時間がかかることがあります。

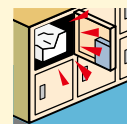
その他の補償



共有する^{U-3} 什器・備品の補償 (什器・備品等損害補償特約)

火災等の事故によって区分所有者が共有している^{U-3} 什器・備品が損害を被った場合に、その損害を補償します。

- (注) 支払限度額や自己負担額につきましては、^{P8}をご参照ください。



宅配ロッカー内の荷物の補償 (宅配ロッカー内動産補償特約)

不測かつ突発的な事故によって宅配ロッカー内の動産が損害を被った場合に、その損害を補償します。
(注) 損害の額(再調達価額*3)によって定めます。)から5千円の自己負担額を差し引いた額をお支払いします。
(1事故につき、10万円が限度)

災害後の暮らしをしっかりとサポート

地震保険（原則付帯）

※ご希望により外すことができます。

地震保険へのご加入をおすすめします。

マンション総合保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害や、火災（発生原因を問いません。）が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

地震保険とは

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、マンション共用部分が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払い例

- 1 地震で火災が発生し、マンション共用部分が焼けた
- 2 地震でマンション共用部分が倒壊した
- 3 地震を原因とする津波によりマンション共用部分が流された

地震保険の補償概要

●お支払いする場合とお支払いする保険金

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失などで、マンション共用部分が下記の損害を受けたとき

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
全 損	主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となったとき	マンション共用部分の地震保険金額の全額（時価額が限度）
半 損	主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となったとき	マンション共用部分の地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
一部損	主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき	マンション共用部分の地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります。（平成27年4月現在）

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度に応じて、「全損」「半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

⚠ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金（残存物取片づけ費用など）も支払われません。（地震火災費用補償特約をセットしたご契約の場合、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となることがあります。）

保険金をお支払いできない主な場合

建物が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合等には、保険金をお支払いできません。

●地震保険の保険の対象

地震保険の保険の対象は、マンション共用部分になります。

ただし、店舗、事務所等で住居部分のない専有部分の共有持分は対象となりません。また、管理組合が共有している什器・備品、宅配ロッカー内の荷物、マンションの建物の専有部分、専有部分に収容されている家財は、マンション総合保険に付帯された地震保険の対象となりません。

●地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。マンション総合保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご捺印ください。

※保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

⚠ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

●地震保険の保険金額の設定

地震保険の保険金額は、区分所有者(被保険者)ごとに以下の算式によって算出し、これを合算した額となります。

$$\text{マンション総合保険の保険金額} \times \text{区分所有者ごとの共有持分割合} \times 30\% \sim 50\% = \text{各区分所有者の地震保険金額}$$

(注)保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。

各区分所有者ごとに建物に関わる他の地震保険契約(専有部分の地震保険契約を含みます。)がある場合は、その地震保険契約と合算して5,000万円が限度となります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●地震保険の保険期間

地震保険の保険期間は、火災保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。

なお、マンション総合保険が1年を超える長期契約の場合には、地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や最長5年までの長期一括払契約とする方式のいずれかによりご選択いただき、火災保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。

●地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

マンション総合保険のあらまし

1. 損害保険金……以下の事故によって、保険の対象であるマンション共用部分が損害を受けた場合に「損害保険金」としてお支払いします。

保険金をお支払いする場合		お支払いする損害保険金の額
事故の区分(損害保険金)		
基本補償	(1)火災	損害額(再調達価額によって定めます。)から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額 【保険金額が限度】 (注1) 自己負担額0円を選択いただいた場合でも、(10)の事故の自己負担額は「1万円」となります。 (注2) 縮小てん補特約をセットした場合、セットされる特約の種類に応じた対象事故※については、上記により算出した損害保険金の額に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額を損害保険金としてお支払いします。 (注3) 破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故補償)をセットした契約における電気的・機械的事故の場合は、修理のため、保険の対象以外のものの取りこわしを必要とするときは、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用も損害額に含めます。ただし、この復旧費用は、1回の事故につき、300万円を限度とします。 ※セットされる特約の種類に応じた対象事故は下記のとおりです。
	(2)落雷	
	(3)破裂・爆発	
	(4)風災*1、雹災・雪災*2*3 (風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、保険の対象の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災*1、雹災または雪災*2*3の事故によって破損し、その破損部分から保険の対象の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。)	
	(5)保険の対象の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊 保険の対象の内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触	
	(6)騒擾・集団行動*4、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	
	(7)盗難(盗難による盗取、損傷、汚損)	
ご希望によりセットできる特約	《水災補償特約をセットした場合》 (8)水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等) (損害額がマンション共用部分の再調達価額の30%以上になった場合または、床上浸水*5を被った場合にかぎります。)	
	《水濡れ損害補償特約をセットした場合》 (9)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れ 専有部分で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)*による水濡れ (給排水設備自体に生じた損害または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災もしくは(4)による損害を除きます。)	
	(10)不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)	
	《破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故補償)をセットした場合》 (1)～(9)以外の不測かつ突発的な事故 (特約の別表に掲げる機械・設備装置の電気的・機械的事故も含みます。)	
	《破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故対象外)をセットした場合》 (1)～(9)以外の不測かつ突発的な事故 (保険の対象の電気的・機械的事故による損害はお支払いしません。)	

(注)火災、落雷、破裂・爆発のみ補償特約をセットした場合は、(4)～(7)の事故については、損害保険金をお支払いできません。

- ※1 台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。洪水、高潮等を除きます。
- ※2 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。融雪水または除雪作業による事故を除きます。
- ※3 雪災※2の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
- ※4 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準する規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動※6に至らないものをいいます。
- ※5 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいいます。土間、たたき等の類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
- ※6 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

2. 費用保険金……上記1.の損害保険金の他にさまざまな費用を補償するものとして、「費用保険金」をお支払いします。

費用の区分		保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
基本補償	残存物取片づけ費用保険金	上記1. 損害保険金の(1)～(7)の事故で損害保険金が支払われる場合 (「水濡れ損害補償特約」、「破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故補償)」または「破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故対象外)」がセットされている場合は、これらの特約で損害保険金が支払われる場合も含みます。)	残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用(実費) [損害保険金×10%が限度] (注)縮小てん補特約をセットした場合、セットされる特約の種類に応じた対象事故*1については、残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用(実費)に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額を費用保険金としてお支払いします。 [縮小てん補特約がセットされていないものとして算出した損害保険金×10%×保険証券記載の約定てん補割合が限度] *1 上記1.損害保険金 お支払いする損害保険金の額の※をご参照ください。ただし、縮小てん補特約(水災補償特約用)をセットした場合でも、上記1.損害保険金の(8)の事故は残存物取片づけ費用保険金のお支払対象とはなりません。
	損害防止費用	上記1. 損害保険金の(1)～(3)の事故について損害の発生または拡大防止のために支出した必要または有益な費用	損害の防止・軽減のために実際にかかった費用(実費) [保険金額が限度]
ご希望によりオプションの補償	《水濡れ原因調査費用補償特約をセットした場合》 水濡れ原因調査費用保険金	漏水、放水または溢水による水濡れ事故が発生した場合に、その事故原因の調査に要する損保ジャパン日本興亜が必要かつ有益と認めた費用を支出した場合 (注)水濡れ原因調査費用補償特約をセットするためには、水濡れ損害補償特約をセットする必要があります。	原因調査に必要なかつ有益な額 [契約年度ごとに100万円が限度] (注)縮小てん補特約(水濡れ原因調査費用補償特約用)をセットした場合は、上記により算出した費用保険金の額に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額を費用保険金としてお支払いします。 [契約年度ごとに、100万円×保険証券記載の約定てん補割合が限度]
	《臨時費用補償特約をセットした場合》 臨時費用保険金	上記1. 損害保険金の(1)～(7)の事故で損害保険金が支払われる場合 (「水濡れ損害補償特約」、「破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故補償)」または「破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故対象外)」がセットされている場合は、これらの特約で損害保険金が支払われる場合も含みます。) (注)臨時費用保険金限定特約をセットした場合は、火災、落雷、破裂・爆発の事故が発生し、マンション共用部分が損害を被ったときにかぎり、お支払いします。	損害保険金×保険証券記載の支払割合*1 [1事故につき、戸室数×100万円が限度] (注)縮小てん補特約をセットした場合、セットされる特約の種類に応じた対象事故*2の損害保険金が支払われるときは、上記の限度額は [1事故につき、戸室数×100万円×保険証券記載の約定てん補割合が限度]となります。 *1 支払割合は10%または30%からお選びいただけます。 *2 上記1. 損害保険金 お支払いする損害保険金の額の※をご参照ください。ただし、縮小てん補特約(水災補償特約用)をセットした場合でも、上記1. 損害保険金の(8)の事故は臨時費用保険金のお支払対象とはなりません。
	《賃借費用補償特約をセットした場合》 賃借費用保険金	以下①～④の事由により、臨時に賃貸住宅を賃借した場合または宿泊施設を利用した場合 ①マンション共用部分が上記1. 損害保険金の(1)～(7)の損害保険金 が支払われる事故によって半損以上または半損に至らないときで専 有部分が住宅としての機能を著しく欠く状態になった場合 (「水災補償特約」、「水濡れ損害補償特約」、「破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事 故補償)」または「破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故対象外)」がセットされて いる場合は、これらの特約で損害保険金が支払われる事故によって半損以上または半損に 至らないときで専有部分が住宅としての機能を著しく欠く状態になったときを含みます。) ②偶然な事故によって電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続し て中断または阻害された場合 ③災害、犯罪、事件等が発生したため、警察その他の行政機関によって、共 用部分またはその敷地内に対して立入禁止等の処置が行われた場合 ④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の定めによ り、共用部分または敷地内への立ち入りが制限または禁止された場合	実費 [1世帯あたり1か月につき10万円が限度、1事故につき6か月が限度]

	費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
マンションの共用部分の修繕費用補償の特約	《修理付帯費用補償特約をセットした場合》 修理付帯費用保険金	左記1. 損害保険金の(1)～(7)の事故で、マンション共用部分が損害を受けた結果、その復旧にあたり必要かつ有益な費用(原因調査費用、仮修理費用等)を支出した場合	実費 [1 事故 1 敷地内につき、保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度]
	《失火見舞費用補償特約をセットした場合》 失火見舞費用保険金	左記1. 損害保険金の(1)、(3)の事故で、他人の所有物ならびに保険証券記載の建物の専有部分および専有部に収容される動産に損害が生じた場合 (ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。)	1 被災世帯あたり20万円 [1 事故につき、その敷地内の保険金額×20%が限度]
	《地震火災費用補償特約をセットした場合》 地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半壊以上となった場合 (ただし、地震により建物が倒壊した後に火災による損害が生じた場合は、お支払の対象になりません。) (注)損害状況の認定は、建物ごとにそれぞれ行い、また、敷地内構築物が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。	保険金額×5%
	《水道管修理費用補償特約をセットした場合》 水道管修理費用保険金	マンション共用部分の専用水道管が凍結によって損壊(パッキングのみに生じた損壊を除きます。)を受け、修理した場合 (ただし、区分所有建物の専有部分の専用水道管の直接または間接の損壊は除きます。)	実費 [1 事故 1 敷地内につき、50万円が限度]
	《ドアロック交換費用補償特約をセットした場合》 ドアロック交換費用保険金	日本国内においてマンション共用部分のドアの鍵が盗難により、ドアの錠の交換のために費用を支出した場合	実費 [1 事故につき、50万円が限度]

3. 特約 ……セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

	特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
マンションの共用部分の修繕費用補償の特約	施設賠償責任特約	日本国内において被保険者が所有、使用もしくは管理するマンション共用部分の欠陥や管理上のミスまたはマンション共用部分の維持・管理業務の遂行に伴う偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を被った場合 (注)賠償金の決定につきましては、事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。 なお、損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	以下、①および②の合計額 ①損害賠償金 保険証券記載の自己負担額を超過する額 [1 事故につき、保険証券記載の保険金額が限度] ②被保険者が支出した損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、損保ジャパン日本興亜による解決費用、損害賠償解決費用の全額 (ただし、損保ジャパン日本興亜による解決費用、損害賠償解決費用については、①の損害賠償金が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。)
	個人賠償責任特約包括契約に関する特約	(1) 保険証券記載の建物に所在する区分所有者の専有する住宅や事務所に使用される戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (2) 日本国内外において被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (注)賠償金の決定につきましては、事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。 なお、日本国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	以下、①および②の合計額 ①損害賠償金 保険証券記載の自己負担額を超過する額 [1 事故につき、保険証券記載の保険金額が限度] ②被保険者が支出した損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、示談交渉費用、争訟費用の全額 (ただし、示談交渉費用、争訟費用については、①の損害賠償金が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。)
	什器・備品等損害補償特約	損害保険金 以下の事故によって、共用部分と同一敷地内にある什器・備品等の動産のうち、区分所有者全員が共有している動産が損害を受けた場合 ①左記1. 損害保険金の(1)～(7)までの事故 ②保険証券記載の建物(付属建物および設備等の共用部分を含みます。)内における、通貨等、預貯金証書の盗難 ③水災(左記1. 損害保険金の(8)に同じです。) ④①～③に掲げる事故以外の不測かつ突発的な事故(水濡れ、破損・汚損等)	左記①と③の事故: 損害額 [再調達価額によって定めます。ただし、1 事故につき、この特約の保険金額が限度] (注)1 個または1 組の価額が30万円を超える貴金属、宝石等の場合、損害額は時価額によって定めます(保険証券に明記した場合にかぎりお支払いします。)。 [盗難の事故の場合は、1 事故につき、1 個または1 組ごとに100万円またはこの特約の保険金額のいずれか低い額が限度] 左記②の事故: 損害額 [通貨等の事故: 1 事故につき、30万円限度 預貯金証書の事故: 1 事故につき、300万円またはこの特約の保険金額のいずれか低い額が限度] 左記④の事故: 損害額から自己負担額3万円を差し引いた額 [1 事故につき、20万円が限度]
		残存物取片づけ費用保険金 上記①の事故により損害保険金が支払われる場合 (ただし、盗難の場合を除きます。)	実費 [損害保険金×10%が限度]
		臨時費用保険金	損害保険金×30% [1 事故につき100万円が限度]
マンションの共用部分の修繕費用補償の特約	宅配ロッカー内動産補償特約	宅配ロッカー内に収容される動産が、不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合	損害額から自己負担額5千円を差し引いた額 [再調達価額によって定めます。ただし、1 事故につき、10万円が限度]
	類焼損害特約	損害保険金 保険の対象またはこれに収容される動産(区分所有者が専有する戸室内に収容されるものを除きます。)から発生した左記1. 損害保険金の(1)、(3)の事故により類焼補償対象物(類焼補償対象物とは建物の全部または一部で世帯が現実(じふじつ)に生活を営んでいる居住の用に供する建物またはその建物に収容される家財をいいます。)が損害を受けた場合 ただし、次のものは除かれます。 ①共用部分 ②区分所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物(保険証券記載の建物以外の区分所有建物の共用部分のうち、保険証券記載の建物の区分所有者以外の者または保険証券記載の建物の区分所有者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。) ③建築中または取りこわし中の建物(損害が発生したときに、世帯が現実(じふじつ)に生活を営んでいたものを除きます。) ④国、地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物(区分所有建物の共用部分のこれらの者以外の者の共有持分を除きます。) ⑤共用部分の所有者全員で共有する家財 ⑥共用部分に収容される共用部分の所有者個々人で所有、使用または管理する家財	保険金をお支払いする類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額[契約年度ごとに、1 億円が限度] (ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。) (注)1 契約年度における類焼補償被保険者の総損害額が、合計して1 億円を超える場合は、保険金が削減されることがあります。
			⑦共用部分の所有者またはその所有者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財 ⑧家財を収容する建物内で現実(じふじつ)に生活を行っている者以外の者が所有権を有するその家財 ⑨自動車(自動二輪車または自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。) ⑩通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等(定期券を除きます。) その他これらに類する物 ⑪貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1 個または1 組の価額が30万円を超えるもの ⑫稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ⑬動物、植物 ⑭商品、見本品、業務用什器・備品、機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの

ご契約上重要となるご注意点

保険金をお支払いできない主な場合

⚠️ご注意！ 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

1. 次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者*1もしくはこれらの者から業務を委託された者(その使用人を含みます。)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者*2またはその者*2の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ ⑦1. 損害保険金の(1)から(6)までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難 など

2. 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害*3に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用補償特約をセットしたとき(⑧2. 費用保険金をご参照ください。)については、保険金をお支払いできることがあります。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*4
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、⑤⑥～⑥⑥をご参照ください。)
- ③ 核燃料物質*5もしくは核燃料物質*5によって汚染された物*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 など

3. 次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害*7に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化*8または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

4. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。

5. 破損・汚損損害等補償特約をセットした場合でも、次に掲げる損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)による損害保険金はお支払いできません。詳しくは普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置により生じた損害については除きます。
 - ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - ④ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑤ 土地の沈下、隆起・移動等に起因する損害
 - ⑥ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
 - ⑦ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑧ 植物について生じた損害
 - ⑨ 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害(注)。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。 など
- (注) 破損・汚損損害等補償特約(電気的・機械的事故補償)をセットした場合は、特約の別表に掲げる機械、機械設備および装置に生じた電気的または機械的事故による損害にかぎり、お支払いします。

- *1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- *2 ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- *3 ①から③までの事由によって発生した火災等の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも火災等の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- *4 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- *5 使用済燃料を含みます。
- *6 原子核分裂生成物を含みます。
- *7 ⑦1. 損害保険金の(1)から(9)までの事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。
- *8 保険の対象となる機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。

特約等の補償の重複について

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
マンション総合保険の施設賠償責任特約	施設所有管理者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険

クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等）について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除（以下、クーリングオフといいます。）を行うことができます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約

- | | | |
|-----|--|---|
| (例) | 1. 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。）
2. 営業または事業のためのご契約
3. 法人または社団・財団等が締結したご契約 | 4. 質権が設定されたご契約
5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
6. 通販特約により申し込まれたご契約 |
|-----|--|---|

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

(1)通知事項

以下の項目についてご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ①建物の構造または用途を変更するとき ②保険の対象を他の場所に転移するとき ③以下ア. からク. までの事項に変更があったとき
ア. 建物の所有関係 イ. 住居部分の有無 ウ. 面積（施設賠償責任特約をセットした場合のみ通知事項です。） エ. 建築年月
オ. 住宅戸室数、事務所戸室数、住宅・事務所以外戸室数

（個人賠償責任特約包括契約に関する特約、賃借費用補償特約またはドアロック交換費用補償特約をセットした場合のみ通知事項です。）

カ. 宅配ロッカー数（宅配ロッカー内動産補償特約をセットした場合のみ通知事項です。）

キ. エレベーター数、エスカレーター数（施設賠償責任特約をセットした場合のみ通知事項です。）

ク. 割増引（地震保険の免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引または建築年割引を適用する場合のみ通知事項です。）

(2)保険の対象の価額の増加または減少

以下のア.またはイ.のいずれかの事実が発生し、保険の対象の価額が増加または減少した場合は遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡がない場合で、保険の対象の価額が増加となるときは、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ア. 保険の対象の増築、改築または一部取りこわし イ. この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

(3)保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。

(4)ご契約者の住所・通知先変更

保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。

(5)上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下ア. からウ. までのいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- ア. 住居部分がなくなったとき イ. 区分所有建物でなくなったとき
ウ. 建物の構造が、鉄筋コンクリート造等共同住宅または耐火被覆鉄骨不燃板張等共同住宅のいずれにも該当しなくなったとき

重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額と自己負担額の合計額が、1回の事故につき保険金額の100%に相当する額となった場合^{*1}は、この保険契約は、その損害が発生した時に終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合には、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

^{*1} 縮小てん補特約をセットした場合、セットされる特約の種類に応じた対象事故^{*2}については、損害保険金のお支払額が、1回の事故につき保険金額から自己負担額を差し引いた額に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額の100%に相当する額となった場合となります。

^{*2} ⑦ 1. 損害保険金 お支払いする損害保険金の額の※をご参照ください。

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束手続した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。（平成27年4月現在）

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<http://www.sjnk.co.jp/covenant/acontact/>

損保ジャパン日本興亜 火災事故

検索



【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせは下記カスタマーセンターにご連絡ください。

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは
03-4332-5241をご利用ください。

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

取扱代理店 について

取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

個人情報の 取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

- 「マンション総合保険」は、「マンション総合保険基本特約」をセットした「住宅火災保険」です。この保険には、「住宅火災保険普通保険約款」と「マンション総合保険基本特約」およびその他の特約が適用されます。
- このパンフレットは「マンション総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 被保険者（補償の対象となる方）にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 保険料をお支払の際は損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

『マンション管理組合同向け有料サービスのご案内』



SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントによるマンション管理組合同向け有料サービスをご提供します。

防災診断

防災・減災セミナー

詳細・費用につきましては、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

リスクエンジニアリング事業部 リスク調査第2グループ TEL.03-3349-5478



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉<http://www.sjnk.co.jp/>

【商品に関するお問い合わせ先】

損保ジャパン日本興亜 取扱代理店

保険プラス 株式会社リンクソリューション

<http://www.hokenplus.com/>

※ お問合せ・お見積りは下記サイトからどうぞ

□ 損保ジャパン日本興亜 マンション総合保険

<http://www.nksj.info/mansion.html>